

平成 27 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 48 号

平成 27 年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 5 月 11 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成 27 年 5 月 19 日 (火)
- 2、場 所 土庄町役場 議 場
- 3、議 題 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
 - (6) 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
 - (7) 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について
 - (9) 土庄町監査委員の選任について
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例等の一部を改正する条例)
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (12) 報告
 - 平成 26 年度土庄町土地開発公社決算並びに
 - 平成 27 年度土庄町土地開発公社事業計画及び予算について

平成 27 年 5 月 19 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議会事務局長（鳥井基史君）

おはようございます。議会事務局長の鳥井でございます。

このたびは、議員の皆様、ご当選おめでとうでございます。

本臨時会は、ご承知のとおり一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、年長の議員は、井上正清議員でございますので、ご紹介申し上げます。

井上正清議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（井上正清君）

ただ今、ご紹介いただきました、井上正清でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何卒、よろしく願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

○臨時議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 27 年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまのご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆さまにおかれましては、去る 4 月 26 日に行われました土庄町議会議員選挙の結果、めでたくご当選されましたことを心からお祝い申し上げたいと思います。また、この度は、6 名の方が新しく当選されました。これから、土庄町の発展のために、大いにご活躍をされることと存じます。

ご承知のとおり、土庄町を取り巻く環境は、厳しさを増しております。今後とも議員の皆さまと連携して、まちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、選挙後初めての議会でございますので、議会のスムーズな活動のためにその内部構成を整える機会でもあります。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（井上正清君）

お諮りいたします。

この度、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たものでありますが、当選後の初議会でもありますので、この際、お互いの住所、氏名、職業程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（井上正清君）

ご異議がないようでございますので、僭越でございますが、私から先に申し上げます。大木戸出身の井上正清です。自治会長をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番の議席の方から、順次にお願い申し上げます。

○1番（岡野能之君）

伊喜末出身の岡野でございます。製麺業を営んでおります。年齢は43歳です。よろしくお願いいたします。

○2番（岡本経治君）

岡本経治です。鹿島出身です。自営業カイロプラクティックを営んでおります。それとともに、NPO法人香川県防災教育振興協会の理事長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○3番（濱野良一君）

浜崎出身の濱野良一と申します。会社員でございます。年齢は54歳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（高橋正博君）

浜崎出身の高橋正博と言います。浜崎出身で、赤穂屋の副自治会長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○5番（木場隆司君）

馬越出身の木場隆司と申します。職業は農業をしております。年齢は67歳です。よろしくお願いいたします。

○6番（母倉正人君）

大部出身の母倉正人と言います。よろしくお願いいたします。年齢は71歳になります。職業は、うちの家内の農業を手伝っております。どうか、よろしくお願いいたします。

○7番（福本耕太君）

日本共産党の福本耕太です。出身は吉ヶ浦です。政党役員をしております

す。よろしくお願いいたします。年齢は今年 37 になります。よろしくお願ひします。

○8 番（濱中幸三君）

豊島に住んでいます濱中幸三と申します。豊島自治連合会長、職業は農業と漁師とやっています。よろしくお願ひします。

○9 番（山崎勝義君）

荊崎の上庄地区に住んでおります山崎でございます。職業は農業をしております。よろしくお願ひいたします。

○10 番（佐々木邦久君）

肥土山出身の佐々木です。職業は農業でございます。年齢は 71 歳でございます。頑張ります。よろしくお願ひします。

○11 番（川本貴也君）

長浜出身、川本貴也でございます。会社員です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（井上正清君）

この際、執行部の方々も職名、氏名程度の自己紹介をお願いしたいと思います。町長から順次よろしくお願ひいたします。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。町長の三枝邦彦です。どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（島田 明君）

副町長の島田明でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（藤本義則君）

教育長を務めております藤本義則でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（中井俊博君）

総務課長の中井俊博と言います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画課長（須浪宏和君）

企画課長の須浪宏和と申します。よろしくお願ひします。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

教育総務課長の宮原隆昌です。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（椎木 孝君）

生涯学習課長の椎木孝と申します。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（笹山恵子君）

税務課長の笹山恵子でございます。よろしくお願ひいたします。

○出納室課長（木下公明君）

出納室課長木下公明です。よろしくお願ひします。

○建設課長（樋口英士君）

建設課長の樋口英士です。よろしくお願ひします。

○商工観光課長（宮原正行君）

商工観光課長の宮原と申します。よろしくお願ひいたします。

○農林水産課長（高橋幸光君）

農林水産課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

○水道課長（川本公義君）

水道課長の川本公義と申します。よろしくお願ひします。

○住民環境課長（石床勝則君）

住民環境課長の石床勝則です。よろしくお願ひいたします。

○病院事務長（奥村 忠君）

土庄中央病院事務長奥村忠です。よろしくお願ひいたします。

○健康増進課長（三木俊明君）

健康増進課長の三木俊明です。どうぞよろしくお願ひします。

○福祉課長（川田順也君）

福祉課長の川田順也です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（井上正清君）

ありがとうございました。

平成 27 年 5 月 19 日（火曜日）午前 9 時 39 分 開 議

1、 出席議員（仮議席）

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（佐々木邦久君）	11 番（川本貴也君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務長（奥村 忠）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

平成27年5月土庄町議会臨時会
議事日程（第1号）

（平成27年5月19日招集）

平成27年5月19日（火曜日）午前9時30分 開議

（仮議席の指定について）

日 程

第 1 選挙第 1号 議長選挙について

開会、開議

○臨時議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（井上正清君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

議長選挙

○臨時議長（井上正清君）

これより本日の日程に入ります。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番岡野能之君及び2番岡本経治君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番岡野能之君及び2番岡本経治君を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

(投票用紙配布)

○臨時議長（井上正清君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長（井上正清君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異状なし)

○臨時議長（井上正清君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1 番岡野能之議員、2 番岡本経治議員、3 番濱野良一議員、4 番高橋正博議員、5 番木場隆司議員、6 番母倉正人議員、7 番福本耕太議員、8 番濱中幸三議員、9 番山崎勝義議員、10 番佐々木邦久議員、11 番川本貴也議員、12 番井上正清議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う)

○臨時議長（井上正清君）

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長（井上正清君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番岡野能之君及び 2 番岡本経治君、立ち会いをお願いいたします。

(1 番岡野能之君及び 2 番岡本経治君が立ち会いのもと、職員が開票)

○臨時議長（井上正清君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、濱中幸三君 7 票、川本貴也君 4 票、福本耕太君 1 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.0 票であります。よって、濱中幸三君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○臨時議長（井上正清君）

ただ今議長に当選されました濱中幸三君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。おめでとうございます。

濱中幸三君、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○8 番（濱中幸三君）

おはようございます。

先ほど議長に選出していただきました、8 番濱中幸三でございます。

身が引き締まる思いと光栄に存じております。議長といたしましては、執行部のチェック機関として、また執行部と共に歩む車の両輪として、頑張っていきたいと思っております。また、議員の皆さんと議会のスムーズな運営を相談しながら進めていきたいとも思っています。公平で公正な議会運営を心がけていきたいと思っておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

○臨時議長（井上正清君）

これをもって議長席を新議長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。

濱中幸三議長、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

休憩中に、追加議事日程を配布いたしますので、そのままお待ちください。

休 憩 午前 9 時 56 分

再 開 午前 9 時 59 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

諸般の報告

- 議長（濱中幸三君）
この際、諸般の報告をいたします。
町長より、業務報告を受けております。印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

議事日程（第 1 号追加 1）

別紙のとおり

平成27年5月土庄町議会臨時会
議事日程（第1号追加1）

（平成27年5月19日招集）

- | 日 程 | |
|-----|--|
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 選挙第 2号 副議長選挙について |
| 第 4 | 決定第 1号 議席の指定について |
| 第 5 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 6 | 決定第 2号 常任委員会委員の選任について |
| 第 7 | 決定第 3号 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 8 | 発議第 1号 議会広報特別委員会の設置について |
| 第 9 | 決定第 4号 議会広報特別委員会委員の選任について |
| 第10 | 選挙第 3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について |
| 第11 | 選挙第 4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について |
| 第12 | 選挙第 5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |
| 第13 | 選挙第 6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について |
| 第14 | 同意第 1号 土庄町監査委員の選任について |
| 第15 | 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例等の一部を改正する条例) |
| 第16 | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |

会期の決定

○議長（濱中幸三君）

日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

異議なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

副議長選挙

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、選挙第 2 号 副議長選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（濱中幸三君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。
お諮りいたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により立会人に 3 番濱野良一君及び 4 番高橋正博君を指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 3 番濱野良一君及び 4 番高橋正博君を指名いたします。
投票用紙を配布させます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載願ひます。

（投票用紙配布）

○議長（濱中幸三君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異状なし)

○議長（濱中幸三君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（鳥井基史君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1 番岡野能之議員、2 番岡本経治議員、3 番濱野良一議員、4 番高橋正博議員、5 番木場隆司議員、6 番母倉正人議員、7 番福本耕太議員、9 番山崎勝義議員、10 番佐々木邦久議員、11 番川本貴也議員、12 番井上正清議員、8 番濱中幸三議員以上でございます。

(点呼順により投票を行う)

○議長（濱中幸三君）

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番濱野良一君及び 4 番高橋正博君は、立ち会いをお願いいたします。

(3 番濱野良一君及び 4 番高橋正博君立ち会いのもと、職員が開票を行う)

○議長（濱中幸三君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、佐々木邦久君 8 票、川本貴也君 2 票、井上正清君 1 票、福本耕太君 1 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.0 票であります。よって、佐々木邦久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長 (濱中幸三君)

ただ今副議長に当選されました佐々木邦久君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

佐々木邦久君、副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。演壇の方へお越しください。

○10 番 (佐々木邦久君)

佐々木です。ありがとうございます。

今から議長を補佐して、この 4 年間やってきたことについて反省と今からきちんとした町行政に対する仕事をやっていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

休憩

○議長 (濱中幸三君)

暫時休憩いたします。

休憩中に本議席への移動をお願いします。本議席につきましても、ご協議により仮議席のとおりと決定しております。なお、先ほど議長、副議長が決まりましたので、議長、副議長の席につきましても、先例によりまして 11 番が副議長、12 番が議長というようになっていますので、よろしくご理解賜りたいと思います。議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。

○議長 (濱中幸三君)

議会事務局長。

○議会事務局長 (鳥井基史君)

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。

1 番岡野能之議員、2 番岡本経治議員、3 番濱野良一議員、4 番高橋正博議員、5 番木場隆司議員、6 番母倉正人議員、7 番福本耕太議員、8 番山崎勝義議員、9 番川本貴也議員、10 番井上正清議員、11 番佐々木邦久議員、12 番濱中幸三議員、以上でございます。

○議長 (濱中幸三君)

ただ今、朗読いたしました議席へお移りいただきたいと思えます。

(休憩中、選挙の結果により各議員は議席を移動)

休 憩 午前 10 時 14 分

再 開 午前 10 時 16 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

議席の指定

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、決定第 1 号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。

○議長（濱中幸三君）

議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

再度朗読させていただきます。

1 番岡野能之議員、2 番岡本経治議員、3 番濱野良一議員、4 番高橋正博議員、
5 番木場隆司議員、6 番母倉正人議員、7 番福本耕太議員、8 番山崎勝義議員、9
番川本貴也議員、10 番井上正清議員、11 番佐々木邦久議員、12 番濱中幸三議
員、以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱中幸三君）

日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、5 番木場隆司君、6 番母倉正人君を指名いたします。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会のことについてお諮りいただきたいと思いますので、議員控室にお集まりいただきたいと思います。

休 憩 午前 10 時 19 分

再 開 午前 10 時 30 分

出席議員及び欠席議員

1、出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、欠席議員 なし

3、欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

常任委員会委員の選任

- 議長（濱中幸三君）
日程第 6、決定第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。
 - 議長（濱中幸三君）
議会事務局長。
 - 議会事務局長（鳥井基史君）
各常任委員会委員の氏名を申し上げます。
総務建設常任委員会は、岡本経治議員、高橋正博議員、木場隆司議員、山崎勝義議員、川本貴也議員、井上正清議員。
続きまして、教育民生常任委員会は、岡野能之議員、濱野良一議員、母倉正人議員、福本耕太議員、佐々木邦久議員、濱中幸三議員。以上でございます。
 - 議長（濱中幸三君）
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
 - 議長（濱中幸三君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。
-

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の開催場所については、総務建設常任委員会を第 1 委員会室、教育民生常任委員会を第 2 委員会室といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 33 分

再 開 午前 10 時 46 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

常任委員会正副委員長の決定

○議長（濱中幸三君）

各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

○議長（濱中幸三君）

議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。

総務建設常任委員会委員長 山崎勝義委員、副委員長 岡本経治委員。

教育民生常任委員会委員長 佐々木邦久委員、副委員長 福本耕太委員。

以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

ただ今報告のとおりであります。

よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の委員を選任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

休 憩 午前 10 時 47 分

再 開 午前 11 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）

再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

○議長（濱中幸三君）

日程第 7、決定第 3 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。よって委員の氏名を職員に朗読させます。

○議長（濱中幸三君）

議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

岡野能之議員、母倉正人議員、福本耕太議員、山崎勝義議員、井上正清議員、佐々木邦久議員、以上 6 名でございます。

○議長（濱中幸三君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 02 分

再 開 午前 11 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の決定

- 議長（濱中幸三君）
議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。
- 議長（濱中幸三君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（鳥井基史君）
議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。
委員長に井上正清委員、副委員長に母倉正人委員、以上でございます。
- 議長（濱中幸三君）
ただ今報告のとおりであります。
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議会広報特別委員会の設置（発議第 1 号）

- 議長（濱中幸三君）
日程第 8、発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。
発議第 1 号は、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。
- 議長（濱中幸三君）
議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について、朗読により趣旨説明といたします。議会広報特別委員会の設置について。土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、議会広報特別委員会。設置の期間、議決の日から任期満了日まで。委員の定数 7 名。設置の理由、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、本委員会を設置するものである。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

発議第 1 号に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

ただ今説明のありました発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、発議第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱中幸三君）

これより、討論、採決を行います。

発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱中幸三君）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

- 議長（濱中幸三君）
暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 13 分

再 開 午前 11 時 14 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（濱中幸三君）
日程第 9、決定第 4 号 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
本委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会

議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。

○議長（濱中幸三君）

議会事務局長。

○議会事務局長（鳥井基史君）

議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。

議会広報特別委員会委員に、岡野能之議員、濱野良一議員、高橋正博議員、木場隆司議員、福本耕太議員、佐々木邦久議員、濱中幸三議員、以上 7 名でございます。

○議長（濱中幸三君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会室でお願いします。

休 憩 午前 11 時 15 分

再 開 午前 11 時 26 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

議会広報特別委員会正副委員長の決定

- 議長（濱中幸三君）
議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
- 議長（濱中幸三君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（鳥井基史君）
議会広報特別委員会の正副委員長をご報告申し上げます。
委員長に福本耕太委員、副委員長に高橋正博委員、以上でございます。
- 議長（濱中幸三君）
ただ今報告のとおりであります。
よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

- 議長（濱中幸三君）
暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開いていただき、各団体の選出議員を協議、決定していただきたいと思いますので、全員委員会室の方へお集まりください。

休 憩 午前 11 時 27 分

再 開 午前 11 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱中幸三君）
再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙

- 議長（濱中幸三君）

日程第 10、選挙第 3 号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会の議員は、小豆地区広域行政事務組合同規約第 5 条第 1 項の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、佐々木邦久君、山崎勝義君、福本耕太君、井上正清君、川本貴也君、濱中幸三を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました諸君を小豆地区広

域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙

○議長 (濱中幸三君)

日程第 11、選挙第 4 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会の議員は、伝法川防災溜池事業組規約第 5 条第 2 項第 1 号の規定により、本町議会議員の中から 2 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、山崎勝義君、濱中幸三を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名しました諸君を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただ今伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（濱中幸三君）

日程第 12、選挙第 5 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。本広域連合議会の議員は、香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、本町議会議員の中から 1 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐々木邦久君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました佐々木邦久君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名いたしました佐々木邦久君が、香川県後期高齢者医療広域

連合議会議員に当選されました。

ただ今香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました佐々木邦久君が、議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

小豆島中央病院企業団議会議員の選挙

○議長（瀨中幸三君）

日程第 13、選挙第 6 号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙を行います。

本企業団議会の議員は、小豆島中央病院企業団規約第 6 条の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀨中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀨中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

小豆島中央病院企業団議会議員に、山崎勝義君、佐々木邦久君、井上正清君、母倉正人君、木場隆司君、瀨中幸三を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました諸君を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀨中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名されました諸君が、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただ今小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました諸君が、議場におら

れますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

再開は 13 時からにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 47 分

再 開 午後 1 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（須浪宏和）	税 務 課 長（笹山恵子）
福 祉 課 長（川田順也）	健康増進課長（三木俊明）
住民環境課長（石床勝則）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（高橋幸光）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（椎木 孝）
病院事務次長（三木新治）	水 道 課 長（川本公義）
出 納 室 課 長（木下公明）	
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）
再開いたします。

休憩

○議長（濱中幸三君）
監査委員についてお諮りいただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。
議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

休 憩 午後 1 時 01 分

再 開 午後 1 時 13 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）
再開いたします。

議案の上程（同意第 1 号）

○議長（濱中幸三君）
日程第 14、同意第 1 号 土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定により、5 番 木場隆司君の退席を求めます。
(5 番 木場隆司君退席)

提案理由の説明（同意第 1 号）

○議長（瀨中幸三君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（瀨中幸三君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、土庄町監査委員の選任についてということで、土庄町監査委員に次の者を選任したいので地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所 香川県小豆郡土庄町馬越甲 411 番地、氏名 木場隆司、生年月日 昭和 23 年 4 月 5 日。提案理由につきましては、平成 27 年 5 月 11 日付けをもって監査委員、議会選出でありますけども、山田建之氏の任期が満了いたしましたので、後任を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（瀨中幸三君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第 1 号）

○議長（瀨中幸三君）

ただ今説明のありました同意第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願ひます。

（発言者なし）

○議長（瀨中幸三君）

ないようでございますので、同意第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（同意第 1 号）

○議長（瀨中幸三君）

お諮りいたします。同意第 1 号については討論を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀨中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって同意第 1 号についての討論は省略いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 土庄町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

5番 木場隆司君の入場を許します。

（5番 木場隆司君 入場）

休憩

○議長（濱中幸三君）

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催していただき、議会運営等についてのご協議をお願いいたします。委員会室で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午後1時15分

再 開 午後1時33分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱中幸三君）
再開いたします。

議会運営委員長報告

○議長（濱中幸三君）
ただ今の議会運営委員会の結果について、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）
議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案の内容から判断して全体会議でお願いすることにいたしております。

従いまして、議案第1号から第2号までを一括して執行部より提案理由の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。

最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出と議員派遣についてを日程に追加し、今期5月臨時会を終了する予定でございます。

以上、議会運営委員会からのご報告といたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

ただ今議会運営委員長より、ご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議事日程（第1号追加2）

別紙のとおり

平成27年5月土庄町議会臨時会

議事日程（第1号追加2）

（平成27年5月19日招集）

日 程

第17 閉会中の継続調査申出について

第18 議員の派遣について

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）の件から、日程第 16、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、今臨時会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いします。

議案書の 1 ページをお開きください。審議資料の方は 1 ページから 24 ページになります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。内容につきましては 2 ページから 15 ページになりますが、土庄町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、主なものにつきましてご説明をいたします。

1 点目が、マイナンバー法の施行に伴う所要の措置でございまして、各種申請書類等への個人番号及び法人番号の記載を規定するものでございます。

2 点目が、ふるさと納税の申告手続きの簡素化を図るものでございます。確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで住民税の寄附金税額控除を受けられる特例を創設するもので、平成 27 年 4 月 1 日以降のふるさと納税に対して適用するものでございます。

3 点目が、固定資産税の土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを 3 年間延長するものでございます。

4 点目が、軽自動車税の見直しでございます。平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日に新規登録された一定の環境性能を有する軽四輪等に対し、グリーン化特例を導入し、平成 28 年度に限り税率を 3 段階で軽減するものでございます。また、原動機付自転車及び二輪車の税率の引き上げ、約 1.5 倍、最低 2 千円に増額することを 1 年間延長し、平成 28 年度以降とするものでございます。

5 点目が、地方たばこ税に関しまして、旧三級品の製造たばこ、これは 6 種類ございますが、これに係る特例税率について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で縮減し廃止するものでございます。

続きまして、議案書の 17 ページをお開きください。審議資料は 25 ページから 28 ページになります。

議案第 2 号 専決処分承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。内容につきましては 18 ページ、19 ページになりますが、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、主な内容は、1 点目が、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。基礎課税額に係る課税限度額を現行の 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 16 万円から 17 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の 14 万円から 16 万円に引き上げるものでございます。2 点目が、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。以上でございます。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

ただ今説明のありました議案第 1 号から議案第 2 号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 2 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 2 号）

○議長（濱中幸三君）

これより、討論、採決を行います。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

税条例の改正については、厳密に言うと 6 つに分かれてるんですかね。ですけども、2 番目以降については特に問題はなく承認をいたしますが、1 つ目のマイナンバー法の施行に伴う法改正に伴う条例の改定についてですが、国民総背番号制と言われる法律の制定については、1 つは個人情報をも国が一括で管理するという点について不当な支配の問題、それから、情報が漏えいしたときに経済的、社会的に破壊力がものすごく大きいという問題が、今なお残っております。ですので、こうしたマイナンバー法の施行に伴う条例の改正に対し、専決処分に対しては不承認といたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（濱中幸三君）

10 番 井上正清君。

○10 番（井上正清君）

この分の施行については、国からの施策に対しての改正でございますので、やむを得ない措置だと思います。賛成いたします。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することに、もとい、これより採決いたします。お諮りいたします。議案第 1 号については、反対があり

ますので起立によって採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の申出

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、継続調査に付することに決しました。

議員の派遣について

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、議員の派遣についてを議題といたします。

お手元に配布いたしましたとおり派遣することにしたいと思えます。議員の派遣については、会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 27 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 1 時 49 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会臨時議長 (井 上 正 清)

土庄町議会議長 (濱 中 幸 三)

同 議員 (木 場 隆 司)

同 議員 (母 倉 正 人)